

事業所名	住所	需給地点	電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点	非常用自家発電設備	項目	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計	
31 浜田地下ポンプ場	四日市市北浜田町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	なし	契約電力(kW)	41												-	
						最大需要電力(kW)	24	24	24	24	24	24	24	24	41	41	24	24	-	
						使用電力量(kWh)	昼間時間	438	395	291	228	224	216	324	151	237	221	478	434	3,637
							夜間時間	533	542	348	267	266	283	326	294	511	550	498	502	4,920
							重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	144	239	242	0	0	625
小計																		0		
32 新南五味塚ポンプ場	四日市市楠町南五味塚地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり(系統接続無し)	契約電力(kW)	264												-	
						最大需要電力(kW)	(264)	223	223	223	264	264	264	264	(264)	(264)	(264)	(264)	-	
						使用電力量(kWh)	夏季	0	0	0	0	0	0	0	15878	(15878)	(15878)	0	0	47,634
							その他季	(4574)	3732	3495	2758	4528	4869	7901	0	0	0	(4574)	(4574)	40,924
							小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計																		0		
33 内堀ポンプ場	四日市市貝塚町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり(系統接続無し)	契約電力(kW)	330												-	
						最大需要電力(kW)	5	5	5	5	5	5	5	5	330	330	330	5	-	
						使用電力量(kWh)	昼間時間	1,243	1,176	1,169	1,265	1,208	1,114	1,287	691	742	746	879	1,322	12,842
							夜間時間	1,528	1,592	1,317	1,468	1,405	1,577	1,356	1,421	1,619	1,436	1,545	1,411	17,675
							重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	694	749	730	254	0	2,427
小計																		0		
34 采女汚水中継ポンプ場	四日市市采女町地内	構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	あり(系統接続無し)	契約電力(kW)	41												-	
						最大需要電力(kW)	29	29	29	29	29	29	29	41	31	31	31	29	-	
						使用電力量(kWh)	昼間時間	2,365	2,109	2,340	2,568	2,429	2,152	3,038	1,913	1,620	1,746	2,196	2,525	27,001
							夜間時間	2,615	2,608	2,246	2,633	2,627	2,884	2,689	2,994	2,526	2,761	3,093	2,395	32,071
							重負荷時間	0	0	0	0	0	0	0	1,413	1,115	1,295	578	0	4,401
小計																		0		

(1) 季節区分

- イ 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- ロ その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分

- イ 重負荷時間
夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、(3)に定める日の該当する時間を除きます。
- ロ 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および(3)に定める日の該当する時間を除きます。
- ハ 夜間時間
重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 休日等

- イ 休日等とは、次の日をいいます。
- イ 日曜日
- ロ 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、2月23日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、8月11日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日および11月23日
- ハ 各年ごとに定める次の日

令和2年	3月20日、9月22日
------	-------------

- ニ ロまたはハに定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近いロまたはハでない日
- ホ 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

(4) No.32新南五味塚ポンプ場

- イ ()内数値
ポンプ場の供用開始が平成30年12月のため、それ以前の最大需要電力及び使用電力量は想定値とし、()内数値としています。